

平成24年2月市議会定例会

一 般 質 問 通 告 書  
(通告者9名)

順位	質問事項	質問の要旨	答 弁 を 求 め る 者	備 考
1	<p>1 専門技術者の職員配置について</p> <p>2 特殊建築物等の消防署の取り組みについて</p>	<p style="text-align: right;">4番 佐々木哲男</p> <p>(1)名取市のまちづくりにおいて、まちづくりや公共施設等に携わる専門技術者を増員すべき。</p> <p>(1)文化会館、イオンモール、仙台空港ターミナルビル等の複雑な間取りの特殊建築物の自然災害及び火災時における迅速な対応のために、査察または現地調査を強化すべき。</p> <p>(2)特殊建築物管理者において、地震、津波、豪雨等の自然災害に対する自主防災訓練指導の強化を図るべき。</p>	<p>市 長</p> <p>消防長</p> <p>消防長</p>	
2	<p>1 不法投棄防止対策について</p> <p>2 なとりん号の障がい者運賃無料化について</p> <p>3 投票率の向上について</p>	<p style="text-align: right;">8番 長南 良彦</p> <p>(1)樽水ダム周辺一帯が粗大ごみの不法投棄の場となっており自然環境保全上対策を講ずるべき。</p> <p>(2)不法投棄撲滅を図る上で粗大ごみの回収を行政で定期的実施することを検討すべき。</p> <p>(1)障がい者の積極的な就労支援と社会参加を図る上で公営バスの運賃無料化を早期に実現すべき。</p> <p>(2)障害者自立支援制度の目的にかんがみ、経済的負担軽減等福祉増進を図るべき。</p> <p>(1)今回の名取市議会議員一般選挙の投票率低下の結果を踏まえ、選挙管理委員会としての見解を伺うとともに抜本的改善策を検討すべき。</p> <p>(2)市長選挙の予定を踏まえ、投票率の向上を図るべく仮設住宅ごとに期日前投票を実施すべき。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>選挙管理委員会委員長</p> <p>選挙管理委員会委員長</p>	
3	<p>1 名取市の情報発信について</p> <p>2 閑上復興まちづくり推進協議会について</p> <p>3 被災者への復興計画説明会について</p>	<p style="text-align: right;">1番 荒川 洋平</p> <p>(1)広報なとりは若い世代の目に触れることは少なくなってきた。ホームページにおいては行政的な情報が大半を占めている。地域の情報をもっと身近に感じてもらうような情報発信をしていくべき。</p> <p>(2)市役所職員一人一人が情報発信者として意識し、その個性を生かした名取の情報を発信していくべき。</p> <p>(1)現在、閑上復興まちづくり推進協議会の構成メンバー15人の中に、若い世代が少ないと考える。未来へのまちづくりを協議する場に未来を担う若い世代を配置すべき。</p> <p>(2)協議会での議論をもっと市民に公開・報告すべき。</p> <p>(1)被災者の中にはまだまだ名取市震災復興計画を把握できていない方がいる。市は定期的に説明会を開催すべき。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

順位	質問事項	質問の要旨	答 弁 を 求める者	備 考
4		6番 大沼 宗彦		
	1 愛島放課後児童クラブの整備拡充について	(1)愛島小学校新1年・2年の学級増で放課後児童クラブの利用者数が増加している。受け入れる教室を確保すべき。 (2)幼稚園仕様のトイレに加え、小学児童用トイレを設置すべき。	市長 市長	
	2 名取が丘児童センターの不二が丘小学校と閑上小学校の学校行事振替休業日の対応について	(1)名取が丘児童センターは、不二が丘小学校と閑上小学校の振替休業日に対応できる職員配置をすべき。	市長	
	3 児童厚生員の増員と正式採用化について	(1)愛島放課後児童クラブ、名取が丘児童センター、下増田放課後児童クラブは、利用児童数の増加のため児童厚生員を増員すべき。 (2)保護者の期待にこたえるため、運営の継続と指導の質の維持のために、嘱託化をやめ正式採用に切りかえていくべき。 (3)職員の官製ワーキングプアを改める方針を持つべき。	市長 市長 市長	
	4 各児童センターの建設について	(1)愛島児童センター、下増田児童センター、閑上児童センター、高館児童センターの建設を具体的に進めるべき。	市長	
	5 中学校の武道必修化について	(1)安全確保の徹底のため、移行期からの実施状況を明らかにすべき。 (2)有資格者数を明らかにすべき。授業中には複数の指導者を配置すべき。 (3)武道場の整備と安全対策を示すべき。 (4)柔道着購入の保護者の負担軽減を図るべき。 (5)事故が発生した場合に備え、第三者による調査委員会を設置すべき。	教育長 教育長 教育長 教育長 教育長	
	6 住宅の一部損壊への市の対応について	(1)柴田町の「震災住宅改修事業補助金交付制度」に学び、市独自の補助事業を創設すべき。	市長	
	7 市営住宅の建設について	(1)空き家政策を変更し、市の土地活用、ライフラインの活用を進め、まちづくりとさまざまな職種の雇用拡大にもなり、費用対効果が見込まれ、需要の多い市営住宅の建設を急ぐべき。	市長	

順位	質問事項	質問の要旨	答 弁 を 求める者	備 考
5	<p>1 閑上小学校の今後について</p> <p>2 自然エネルギーの活用について</p> <p>3 防災行政無線について</p>	<p style="text-align: right;">7番 佐藤 正博</p> <p>(1)震災後1年が過ぎようとしている。閑上中学校は平成24年8月より仮設校舎に移る予定となっているが、閑上小学校も仮設校舎を建設すべき。</p> <p>(1)自然エネルギーを活用した企業を誘致すべき。</p> <p>(1)防災行政無線が作動しなかった原因を詳細に市民に報告すべき。 (2)防災行政無線が機能しなかったことについて、運用マニュアル上問題はなかったかを明らかにし、市民に報告すべき。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長 市 長</p>	
6	<p>1 生活保護行政について</p> <p>2 被災者の生業・生活再建支援について</p> <p>3 公共交通について</p>	<p style="text-align: right;">12番 小野寺美穂</p> <p>(1)義援金・支援金の収入認定により、保護停止あるいは廃止の実態を伺う。 (2)平成23年5月2日付、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」にのっとりた運用はどのようなになされているのか。 (3)生活保護申請時の保有金についてどのような取り扱いをしているのか。 (4)自立更生と生活再建を最重点課題として事務を執行すべき。</p> <p>(1)仮設店舗以外の空き店舗等の利用に対し、市独自の支援を行い、一人でも多くの方の生計の道を開き、雇用を確保すべき。 (2)現金給付、生活必需品の給与、食品の給与など災害救助法の活用を図るべき。</p> <p>(1)なとりん号を含め、交通弱者の足の確保等今後の取り組みを早急に進めるべき。 (2)特定被災地地域公共交通調査事業の活用を図るべき。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	
7	<p>1 防災対策について</p> <p>2 交通対策について</p>	<p style="text-align: right;">18番 星居 敬子</p> <p>(1)防災会議に女性委員を多く登用すべき。 (2)防災計画に女性の視点を活用すべき。 (3)避難所運営マニュアルに女性の視点を生かし、訓練を行っていくべき。</p> <p>(1)震災後の移転等により市民の足が守られていない点をどのように受けとめてきたのか。また、震災から1年たつが、市としての取り組みはどのようなされてきたのか。</p>	<p>市 長 市 長 市 長</p> <p>市 長</p>	

順位	質問事項	質問の要旨	答 弁 を 求める者	備 考
	3 投票率の向上について  4 電子自治体の推進について	(2) 閑上に向かうバスや愛島東部団地や名取が丘等のなとりん号や宮城交通バスの見直しをして、市民の足の確保に努めるべき。  (1) 体の不自由な方々の投票の自由を守るべきであるが、市を挙げて投票率向上への取り組みを行うべき。 (2) 仮設住宅での投票を可能にすべき。	市 長  選挙管理委員会委員長 選挙管理委員会委員長	
	4 電子自治体の推進について	(1) 災害等があっても自治体のシステムのハードウェア・ソフトウェア・データ等を守るため、自治体クラウドを他自治体との共同も含め推進すべき。 (2) コンビニにおいて各種証明書を交付すべき。	市 長  市 長	
8	1 観光資源整備について  2 なとりん号の運行活用について	2 番 大友 康信 (1) 名取市の古き歴史的価値の高い、熊野三社を初めとして、東街道に点在する観光資源を近隣市町村と連携し整備活用すべき。  (1) 市民の利便性向上のために、なとりん号の運行や増便につなげる工夫をすべき。 (2) 閑上さいかい市場が開設されているが、この活性化のためにも、なとりん号のルートに市場を加え運行すべき。	市 長  市 長 市 長	
9	1 食品と放射能問題について  2 障害者基本法の一部改正の対応について	10 番 菊地 忍 (1) 4月より食品中の放射性物質の暫定規制値が見直され新しい基準値となる。情報提供のあり方を見直し、市民の不安解消に努めるべきと考えるがどうか。 (2) 保護者から市独自の検査機器の導入を求める声が上がっている。消費者庁からの貸与など、検査体制を確立すべきと考えるがどうか。  (1) 法改正の経緯及び内容を広く市民に周知すべきと考えるがどうか。 (2) 法第3条（地域社会における共生等）に、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」とされている。さらに法第20条（住宅の確保）にも規定されている。市としても必要な住宅整備を図るべきと考えるがどうか。  (3) 法第18条（職業相談等）に「障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。」こと、さらに、その施策に関する調査及び研究を促進しなければならない、とある。これらの対応を進めるべきと考えるがどうか。	市 長  市 長  市 長 市 長  市 長	

順位	質問事項	質問の要旨	答 弁 を 求める者	備 考
		(4)法第23条（相談等）に、「障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行う」こと、とある。これらの対応を進めるべきと考えるがどうか。	市 長	